

マイホームで快適なおうち時間を。

## 住宅取得に 使える

# 3つの 支援策

併用可能です

- 1 住宅ローン減税で 13年間の税額控除**
- 2 贈与税非課税枠は 最大1,000万円**
- 3 子どもみらい住宅支援事業を開始**

新築 子育て世帯や若者夫婦世帯を対象に、最大100万円補助

リフォーム すべての世帯を対象に、最大30万円補助

(子育て世帯や若者夫婦世帯の場合等は上限をさらに引き上げ(最大60万円))

詳細は裏面のHPまたはお問合せ先へ

# 3つの 支援策 それぞれの要点

## ① 住宅ローン減税で13年間の税額控除

概 要  
・住宅ローン残高の0.7%を原則13年間<sup>※</sup>、所得税額と住民税額の一部から税額控除。  
※新築住宅の場合。既存住宅の場合は10年間。  
・住宅の省エネ性能等に応じ控除額を上乗せ

対象者 令和4年1月から令和7年12月末までに入居した方

詳細は 国土交通省 住宅ローン減税



お問合せ先 お近くの税務署へ



## ② 贈与税非課税枠は最大1,000万円

概 要 親や祖父母等から資金贈与を受けて住宅の取得等をした場合、  
最大1,000万円までの贈与が非課税

対象者 令和4年1月から令和5年12月末までに贈与を受けた方

詳細は 国土交通省 贈与税の非課税措置



お問合せ先 お近くの税務署へ



## ③ こどもみらい住宅支援事業を開始

概 要  
新築 子育て世帯や若者夫婦世帯を対象に、最大100万円補助  
リフォーム すべての世帯を対象に、最大30万円補助  
(子育て世帯や若者夫婦世帯の場合等は上限をさらに引き上げ(最大60万円))

対象者 令和3年11月26日以降に契約を締結し、令和5年3月31日までに申請した方  
※申請は住宅事業者を通じて行います。  
※予算上限に達した場合、申請受付を早く終了する可能性があります。  
※省エネ基準に適合する新築住宅は令和4年6月末までに契約したものに限ります。

詳細は こどもみらい住宅支援事業 事務局



お問合せ先 こどもみらい住宅支援事業事務局

☎0570-033-522(通話料がかかります。) <https://kodomo-mirai.mlit.go.jp/>

受付:9時~17時(土日祝を含む) ※IP電話等からのご利用の場合 042-204-0994



詳しくは国土交通省のHPへ

<http://www.mlit.go.jp>